

(別紙)

【重要】

**「子ども向けクラシック音楽動画」の募集を通じた若手演奏家支援
使用楽曲の著作権について**

「企画アイデア募集」または「完成動画募集」で採用・完成した動画は、ソニー音楽財団が権利を保有し、公式 YouTube チャンネル「こどものためのクラシック」で公開されます。

著作権の保護期間が経過して著作権が消滅したパブリックドメイン（以下 PD）ではない曲を、動画用に演奏・複製・シンクロして使用する場合は、所定の権利処理手続きが必要です。

<参考：JASRAC> <https://www.jasrac.or.jp/info/network/pickup/movie.html>

※当財団での公開は「個人」ではなく「個人以外（企業・団体等）」にあたります。

原曲が PD 作品であっても、編曲された作品の場合は、その編曲者に著作権が発生していますので、同様の手続きが必要となります。また同様に、歌詞のある楽曲の場合は、歌詞や訳詞についても著作権が発生します。

採用作品に関する権利処理が発生する場合の手続きは当財団が行いますが、

必ず事前に、非営利団体の YouTube チャンネルでの無料配信 という条件で以下の項目をご確認のうえ、ご応募ください。

1. 「権利処理の必要の有無」
2. 「楽曲を管理する音楽出版社」（1が有の場合）
3. 「使用料」（1が有の場合）

※使用期間によって金額が変わる場合は 10 年間使用した場合の金額をお知らせください。

使用予定楽曲が PD 作品に当たるかどうか、編曲や歌詞に関する著作権の有無、また音楽出版社・使用料についてのご質問は、当財団ではお答えいたしかねます。必ずご自身でご確認の上、ご応募ください。

※演奏曲目の JASRAC での管理状況は、作品データベース「J-WID」からご確認いただけます。

J-WID : <http://www2.jasrac.or.jp/eJwid/>

※JASRAC 以外で管理されている楽曲もあります。

動画への楽曲使用について、特に外国作品においての使用料は、権利者が使用条件に応じて都度指定する額となり、高額になるケースが多くみられます。

上記の理由から、楽曲の使用が難しいと判断した場合には、曲目の変更をお願いする場合がございます。また、権利者の所在が不明な楽曲・編曲作品については、今回の審査の対象外となりますのでご注意ください。審査においては、かかる楽曲の権利及び使用料も勘案し、総合的にみて採用可否を検討いたします。